

平成27年度保安対策指針の新規項目及び実効性を高める取組等について(案)

平成27年3月11日
経 済 産 業 省
商務流通保安グループ
ガ ス 安 全 室

「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(以下「保安対策指針」という。)は、LPガスを利用する一般消費者等に係る保安の維持・確保の一層の充実、LPガス事故の早期撲滅等の観点から、前年度に発生したLPガス事故の原因、立入検査の結果等を踏まえ、LPガス販売事業者等が当該年度に重点的に講ずべき事故対策等について具体策を提示するもの。

1. 平成27年度保安対策指針の主な新規項目

平成27年度保安対策指針は、平成26年度の保安対策指針の内容を基本的に踏襲しつつ、新たに主なものとして以下の点を追加。

(1) 2020年に向けての目標設定

死傷者を伴う事故について、液化石油ガス保安対策の徹底を要請し、2020年時点の目標として、死亡者はゼロ、負傷者は25人未満^(注)を目指す。

(注) 負傷者数の目標は、昭和42年以降で最も少ない52人の半減(25人未満)とした。

上記の目標(死亡者ゼロ、負傷者25人未満)を達成するため、以下の取組を重点的に実施すること。

- ・様々な機会を通じて一般消費者等に対して注意喚起を積極的に促し、不完全燃焼防止装置等の安全装置のない古いガス機器の交換を促すとともに、Siセンサーコンロ等の安全な消費機器の普及の促進に努めること。
- ・マイコンメーター、調整器等の期限管理を徹底し、期限内に確実に交換すること。
- ・CO中毒事故の撲滅を目指し、一般消費者等に対し、換気(給食及び排気)及び清掃・メンテナンスの重要性について周知を徹底するとともに、業務用換気警報器・CO警報器の設置の促進を図ること。
- ・法令遵守の徹底を図るとともに、自主保安活動チェックシートを積極的に活用すること等により、自主保安活動を積極的に推進すること。

(2) 一般消費者等に対する周知等による保安意識の向上

一般消費者等が正しいLPガス及び関連機器の取扱方法を理解し、実行できるようにするため、以下のような工夫を図りながら一般消費者等への周知活動を実施すること。

- ・一人住まいの老人・高齢者宅、身体の不自由な消費者宅を訪問し、安全装置のない古いガス機器の交換、こんろを始めとする消費機器の安全点検等の実施。
- ・小・中学校を対象とした「出前教室」(保安教室、化学教室、料理教室)の開催。

(3) リコール対象品等への対応

経済産業省のリコール情報に掲載されているガス機器に関する所有者情報を有している場合には、ガス機器製造事業者に対して情報提供などの協力を努めること。

なお、L Pガス販売事業者等は、リコール製品への対応を図る観点からガス機器製造事業者と連携を図ること。

(4) 長期使用製品安全点検制度への協力について

保安点検・調査時等に、自社が販売した製品で、対象製品にもかかわらず所有者情報の登録がされていない可能性がある場合には、所有者票の代行記入を含め、登録率向上に向けた対応を図ること。また、自社が販売した製品ではない場合においても、積極的に所有者票の代行記入等の協力を努めること。

なお、L Pガス販売事業者等は、登録率向上に向けてガス機器製造事業者と連携を図ること。

(5) 質量販売の確実な保安業務の実施について

質量販売に関する事故が発生していることから、質量販売に際しては、法令遵守を徹底し、消費設備調査に係る供給開始時調査及び14条書面交付について、確実に実施すること。また、質量販売先の一般消費者等に対し、質量販売事故防止のためのリーフレット等により周知を確実に実施すること。

2. 保安対策指針の実効性を高める取組

今後、より一層、保安対策指針の実効性を高め、自主保安活動の取組の促進を図る観点から、以下の点について取り組む。

(1) 行政機関による連携等の促進（平成26年度より継続、下線部は平成27年度新規）

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、事故防止への対策、法令違反への対応、自然災害対策への取組等について共有するとともに、立入検査においては、L Pガス販売事業者と保安機関の所管が行政機関によって異なる場合は可能な限り当該行政機関において合同して実施する。なお、立入検査に際しては、必要に応じて供給設備等の現場確認を実施する。

(2) L Pガス販売事業者等の自主保安活動の把握等（平成26年度より継続）

L Pガス販売事業者等の自主保安活動の取組の促進を図る観点から、行政機関は、所管のL Pガス販売事業者等に対し、自主保安活動チェックシートの利用の把握に努めるとともに、特に一般消費者等に起因する事故撲滅の観点から同チェックシートの活用を促進させる。

3. 事故撲滅等のための更なる取組（平成27年度新規）

経済産業省本省、産業保安監督部及び都道府県においては、平成27年度中に死傷者を伴うL Pガス事故が発生した場合には、事故原因、法令違反の有無等を調査するとともに、必要に応じて再発防止策、横展開を講じるなど所要の措置を講ずる。